

## 広島高速道路公社入札監視委員会運営要綱

(令和2年7月13日入札監視委員会決定)

〔沿革〕 令和3年2月15日改正

令和6年8月 5日改正

この要綱は、広島高速道路公社入札監視委員会設置規程（令和2年広島高速道路公社規程第4号。以下「規程」という。）第10条の規定に基づき広島高速道路公社入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （委員会の事務）

第1条 委員会は、規程第2条第1項の規定に基づき、公社が発注した建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）に関し、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 入札及び契約手続きの運用状況等について報告を受けること。
- (2) 建設工事等のうち、委員会が抽出した事案に関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯等、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等、随意契約の理由等についての説明を受け審議すること。
- (3) 入札及び契約手続きの改善状況について報告を受けること。
- (4) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札及び契約手続き並びに公社が競争入札参加資格者に対して行う指名停止等の措置に係る再苦情の申立てについて審議すること。
- (5) 入札談合情報における対応状況について報告を受けること。
- (6) その他委員長が必要と認めた事項について審議を行うこと。

### （会議の開催）

第2条 委員長は、規程第5条に規定する会議（以下「会議」という。）を招集するときは、あらかじめその日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

- 2 会議は、原則、6カ月に1回開催するものとする。ただし、第1条第4号に掲げる再苦情の申立てに関する会議はその都度開催する。
- 3 委員長は、前項の規定に関わらず、必要と認めるときは、会議を隨時開催することができる。
- 4 会議は原則、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる会議はその全部又は一部を非公開とすることができます。
  - (1) 広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第10条に規定する不開示情報が含まれる事項を議事とする会議

(2) 公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる会議

5 会議の議事の概要は、これを公表する。

6 会議の公開に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### (会議への報告)

第3条 会議への報告は、原則として、会議開催の前々月以前6か月間の建設工事等について、次に掲げる様式により行う。

ただし、予定価格が250万円以下の建設工事、予定価格が100万円以下の測量・建設コンサルタント等業務（様式6及び7に係るものを除く。）を除くものとする。

(1) 入札及び契約手続の運用状況等（総括）（様式1）

(2) 入札方式別発注建設工事等一覧表（様式2）

(3) 低入札価格調査実施状況表（様式3）

(4) 当初契約額の30%を超える変更契約一覧表（様式4）

(5) 指名停止措置等の運用状況一覧表（様式5）

(6) 入札及び契約の過程に係る苦情申立て処理状況表（様式6）

(7) 入札談合情報対応状況表（様式7）

(8) 入札契約事務に係る働きかけ等対応状況表（様式8）

#### (事案の抽出)

第4条 第1条第2号に規定する事案の抽出は、委員会が、前条第2号の入札方式別発注建設工事等一覧表の中から任意の方法により行うものとする。

2 委員会は、前項の事案の抽出に関する事務をあらかじめ指名した委員に委任することができる。

3 前項の委任を受けた委員は、会議において、自らの行なった抽出結果について報告しなければならない。

#### (抽出事案の説明等)

第5条 会議における抽出事案の説明は、当該抽出事案の担当課長が抽出事案説明書（様式9）により行う。

2 委員会は、抽出事案に関し、当該抽出事案に係る入札参加資格の設定、指名業者の選定、随意契約の理由等が適切なものであるかどうか審議するものとする。

#### (再苦情処理)

第6条 委員会は、第1条第4号に規定する再苦情の申立てについて、理事長から審議依頼があった場合には、再苦情の処理に係る会議を開催し、当該再苦情の申立て

に理由があるかどうかを審査することを基本として、委員会が必要と認める方法により審議を行うものとする。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは意見書を作成し、原則として、再苦情の申立てに関する審議依頼があった日の翌日から起算して50日（広島高速道路公社就業規程（平成9年広島高速道路公社規程第4号）第9条に掲げる週休日及び休日を除く。）以内に理事長に報告するものとする。

（意見の具申等）

第7条 委員会は、会議での報告又は審議した対象事案について不適切な点又は改善すべき点があるときは、理事長に対し、規程第2条第2項に定める意見を具申するものとする。

- 2 委員会は、前項の意見の具申を行った場合は、その内容を公表するものとし、意見の具申を行うにあたり必要があると認めるときは、理事長に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月5日から施行する。